

総社市消費生活センター条例をここに公布する。

平成28年12月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第33号

### 総社市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の消費生活の安定と向上を図るため、総社市消費生活センター（以下「センター」という。）を設置するに当たり、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(位置)

第2条 センターの位置は、総社市中央一丁目1番1号とする。

(開設時間等)

第3条 センターの開設時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 開設時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 休日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで

(事務)

第4条 センターは、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事務
- (2) 消費生活に係る消費者教育の推進及び啓発に関する事務
- (3) その他センター設置の目的を達成するために必要と認められる事務

(職員)

第5条 センターに、次の職員を置くものとする。

- (1) センター長
- (2) 消費生活相談員
- (3) センターの事務を行うために必要な職員

2 前項第2号に規定する消費生活相談員は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）とする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修)

第7条 市長は、センターに従事する職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。